

# 唐礼継受に関する覚書

## ——地方における儀礼・儀式——

古瀬奈津子

- 
- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| はじめに               | 2. 地方における儀礼・儀式の実態 |
| 1. 儀式書における地方の儀礼・儀式 | むすび               |
- 

### 論文要旨

日本古代における儀式の成立は、律令国家の他の諸制度と同様に、唐の影響なしには考える事はできない。しかし、律令の研究に比べると、唐礼の継受のあり方や唐礼との比較研究は遅れている状況にある。そこで、本稿においては、地方における儀礼・儀式について取り上げ、規定・実態の両面から唐礼との関係を考察し、唐礼継受の一側面を明らかにしたい。

まず、平安時代初期に編纂された日本の儀式書には、唐礼とは異なり、地方の儀礼・儀式に関する規定がないことについて、その背景として、唐と比較すると日本の支配構造が中央集権的ではなく、官僚制が地方の末端まで徹底せず国司に委任された部分が多いことを指摘し、そのため中央で地方の儀礼・儀式の細則まで規定しなかったことを述べた。特に、平安初期以降は地方政治の国司請負体制が成立するので、この傾向はより顕著になる。地方における儀礼・儀式の細則については、平安初期以降、国ごとに国例が作成されたと考えられるが、日本の場合、諸国の例にあわせて国例が作られるため、中央で一律に統制しなくとも実際には大きな違いはなかったと推測される。

次に、地方における儀礼・儀式の実態をみていくと、『大唐開元礼』の将来や、遣唐使の実地の見聞が蓄積されたことなどによって、中央においては奈良時代末から平安時代初期にかけて儀式と儀式の場の唐風化が進み、唐礼継受の第2期を迎えるが、地方においても同様な状況を指摘できる。「下野国府跡出土木簡」にみえる「政始」の儀式が、『大唐開元礼』巻126の地方官初上儀の「判三條事」を継承したものであること、9世紀には国庁の前殿が消滅し、前庭が拡大したことなどをあげ、国司が儀式の唐風化を地方へ持ち込んだことを指摘した。

## はじめに

日本古代における儀式の成立は、律令国家の他の諸制度と同様に、唐の影響なしには考える事はできない。しかし、律令の研究に比べると、唐礼の継受のあり方や唐礼との比較研究は遅れている状況にある。それは日本・中国ともに、礼や儀式に関する歴史学的研究が行われるようになったのは近年のことであり、社会経済史や政治史の分野に比べるとまだ研究の端緒が開かれたばかりだからである。近年盛んになってきた儀礼・儀式の諸研究をみると、主に朝賀など中央の朝廷において行われるものが多い。<sup>(1)</sup> 律令国家の儀礼・儀式の体系を全体的に究明するためには、中央だけではなく、地方における儀礼・儀式についても考察し、儀礼・儀式が支配機構の中で果たした役割について考えていく必要があると思われる。そこで、本稿においては、地方における儀礼・儀式について取り上げ、規定・実態の両面から唐礼との関係を考察し、唐礼継受の一側面を明らかにしたい。

### 1. 儀式書における地方の儀礼・儀式

日本古代において中国の礼に基づいた儀式が行われた最初は、推古朝に隋使裴世清が来朝した折に行われた外交儀礼であり、それは隋の煬帝が編纂した『江都集礼』によったものであることが指摘されている。<sup>(3)</sup> その後、大化年間には朝参の法などが整備されていき、<sup>(4)</sup> 『藤氏家伝』上や『懐風藻』序などでは天智朝に礼儀ないし五礼の書が編纂されたとされる。<sup>(5)</sup>

しかし、実際に儀式に関するまとまった規定が設けられた最初は、『統日本紀』文武2年8月癸丑条「定<sub>2</sub>朝儀之礼<sub>10</sub>。語具<sub>2</sub>別式<sub>1</sub>」にみえる「別式」である。『貞観礼』は『日本国見在書目録』にはみえないが、大宝喪葬令17服紀条は唐礼の影響で成立した事が指摘されており、<sup>(6)</sup> 『貞観礼』も日本に伝えられていたと考えられ、文武朝の「別式」にもその影響があったと推定される。

我が国にもたらされた唐礼の確実なものは、『統日本紀』天平7年4月辛亥条にみえる入唐留学生下道朝臣真備が献上した「唐礼」一百三十卷（『顕慶礼』と考えられる）である。その後、真備は天平勝宝度の遣唐副使として再度入唐し、『大唐開元礼』を将来したと推測されている。<sup>(7)</sup>

この『大唐開元礼』の影響のもと、奈良時代に成立した儀式に関する別式や、<sup>(8)</sup> 個々の儀式の事例を集めた記文などを<sup>(9)</sup> もとに、平安時代にはいと、弘仁12年『内裏式』が撰上された（天長10年一部補訂）。その後、貞観14年頃、『貞観儀式』（現存の『儀式』がこれに該当すると考えられる）が編纂された。儀式書編纂の背景としては、平安初期になると、天皇の官人に対す

る人格的な支配関係に依存せずに、律令制の官僚機構が機構として機能するようになり、官僚機構によって運営される日常政務と儀式とが分化したため、律令の補足法典として施行細則の整備が必要となり、格式や儀式書が編纂されるに至ったと考えられる<sup>(10)</sup>。

以上のように成立した日本の儀式書について、唐礼と比較した研究として、現在においてもまず参照されるべきものは坂本太郎「儀式と唐礼」〈註(1)前掲参照〉である。その中で、日唐の違いの第一にあげられていることは、中国においては、古くから礼が社会的規範として存在していたのであり、『大唐開元礼』をみても、皇帝だけでなく臣下の礼も規定されているが、一方、日本の『内裏式』『儀式』などは、あくまで朝廷内の儀式次第であるという点である。

さらに、もうひとつ日本の儀式書の特徴として指摘できることがある。それは日本の儀式書には地方における儀式に関する規定がないということである。

一方、『大唐開元礼』をみていくと、地方において行われる儀礼が記されている。ひとつは、卷62皇帝巡狩、卷63皇帝封祀于太山、卷64皇帝禪于社首山、卷84皇帝親征禡于所征之地などの皇帝の巡幸関係の儀礼、次に卷35祭五嶽四鎮、卷36祭四海四瀆、卷67時早就祈嶽鎮海瀆などの州県以外の特殊な地方官が行うものである。

そして、最も数の多いのが、州県官によって行われる儀礼である。州と県の儀礼とを対応させてみていこう。

(州)	(県)
卷68諸州祭社禩	卷71諸県祭社禩 諸里祭社禩
卷69諸州積奠于孔宣父 州学生束脩	卷72諸県積奠于孔宣父 県学生束脩
卷70諸州祈社禩 諸州祈諸神 諸州祭城門	卷73諸県祈社禩 諸県祈諸神 諸県祭城門
卷90合朔諸州代鼓 諸州祭灘	卷90諸州祭灘
卷126任官初上相見 (諸州上佐同) 京兆河南牧初上 (諸州刺史都督同)	卷126万年長安河南洛陽令初上 (諸県令同)
卷127郷飲酒	卷128正齒位
卷130皇帝遣使宣撫諸州 皇帝遣使諸州宣制勞会	

皇帝遣使諸州宣赦書

諸州上表

以上、卷127郷飲酒、卷128正齒位を除いて、州県官の行う儀礼のすべては、同時に中央においても行われていた儀礼である。社禩については中央では太社、諸神については中央では太廟に対する儀礼が所々にみえる。州県の城門については中央では卷67に国門に対する儀礼がみえる。また、積奠（卷52～55）、合朔代鼓（卷90）、大饗（卷90）、任官初上相見（卷126）についても中央でも行われていたことがわかる。

このように、唐礼における地方の儀礼は、中央において行われる儀礼が州県官によっても行われている点がその特徴である。

これに対して、日本における儀式書には地方における儀式については全く規定がみえない。たとえば、『大唐開元礼』によれば、中央の国学における積奠（卷52～55）とともに、地方の州県学における積奠（卷69・72）についても規定されている。我が国でも、諸国の積奠が奈良時代から行われていたことが正税帳で確認されるが、『弘仁式』には規定されず、貞観2年になって播磨国からの奏上によって初めて規定が設けられる事になったのである。それも『貞観式』の雑式に組み込まれ、儀式書に掲載されたわけではない。

このような日唐の違いの背景については、以前拙稿で述べたように、唐では、中央における朝賀の儀式に、地方官の都督・刺史が朝集使として参列するが、日本では中央の朝賀の儀式に参列するのは原則的に中央官人のみで、地方においては国司を中心に独自に朝賀の儀式が行われる事に象徴されるように、日本においては中央—地方の支配構造が二重構造になっていることがあげられる。唐の方が、財政的にも軍事的にもより中央集権的で、中央政府が直接地方を把握しようとしており、地方に至るまで官僚機構が貫徹しているのに対し、日本においては、中央で一律に規定を設けて直接指示するのではなく、国司に委任された権限が大きく、地方独自に処理できる範囲が広いといえる。

日本におけるこのような二重の支配構造は日本の律令制の本来的な性格であるが、平安時代初期以降、中央の地方に対する直接的な把握はさらに後退し、地方政治を国司に委任する国司請負制が成立する。平安初期に編纂された儀式書に地方に関する規定が全くみられないのも、このような政治制度の変化を考慮すると、より理解しやすい。

唐における中央集権制・官僚制の貫徹については、前述の『大唐開元礼』の分析によって、中央—州—県と同じ儀礼が重層的に行われる事になっていることにも表れている。また、日本の儀制令19春時祭田条は、中国の郷飲酒礼を継受したものとされているが、『大唐開元礼』においては、卷127の郷飲酒は州における儀礼であり、卷128の正齒位は県における儀礼であって、州県という地方官によって行われることになっている。一方、日本の儀制令19春時祭田条は、国や郡の官人が指揮して行われる儀式ではなく、在地首長を中心に行われるように読みかえら

<sup>(17)</sup> れている。これは、日本においては国一郡という官僚機構が在地の末端までは把握しておらず、在地の秩序に積極的に関与するまでに至っていなかったことを示すものといえよう。

中央においても、我が国では、官僚制が徹底せず、天皇との直接的な関係が温存されていくが、地方においては、より官僚制の浸透が困難であったということができよう。<sup>(18)</sup>

ただ、中国においては、広大な国を支配していくために、強大な官僚制で全国を一律に統制していかなければならなかったのに対し、我が国においては、このような緩やかな二重構造でも全国を支配していくことができたという事情も忘れてはならないだろう。

## 2. 地方における儀礼・儀式の実態

以上、日本の儀式書に地方に関する規定がないことについて、その意味を考えてみた。しかし、儀式書に規定がないからといって、日本古代の地方において儀式が行われなかったわけではない。次に、地方における儀式の実態をみていくことにしたい。

儀式書には地方に関する規定はなかったが、それは地方における儀式次第など儀式の運営についてまで中央で統制しなかつただけであり、令・式をみていくと、地方において行われる儀式・行事についての規定をみつけることができる。それらは、儀式・行事の財源に関するものが多い。加藤友康氏が令・式から地方における1年間の儀式・政務を整理されているので、その中から儀式次第を必要とするような儀式を選び、実例を補足しながらみていこう。<sup>(19)</sup>

1 / 1 元日朝拝・設宴（儀制令18 / 正税帳<sup>(20)</sup> / 類聚三代格卷2 / 主税式上下）

1 / 8 ~ 14 吉祥悔過（正税帳<sup>(22)</sup> / 三代格卷2 / 主税式上下）

国分二寺転読最勝王経（主税式上下）

2 / 4 祈年祭（四時祭式上）

春秋二仲月一七日 国分二寺転読金剛般若経（主税式上下）

春秋积奠（学令3 / 正税帳<sup>(24)</sup> / 主税式上下）

3 / 3 節日（雑令40）

5 / 5 節日（〃 / 三代格卷2<sup>(25)</sup>）

7 / 7 節日（〃）

7 / 15 国分二寺安居会（三代格卷2<sup>(26)</sup> / 玄蕃寮式 / 主税式上下）

この他、「下野国府跡出土木簡」（後述）には「鎮火祭」（神祇令5季夏条・9季冬条）がみえることを加藤氏が指摘されている。また、平安時代になると、7月8日の文殊会（郡別）（三代格卷2・天長5年2月25日太政官符）、12月19~21日の仏名懺悔（三代格卷2・承和13年10月27日太政官符 / 仁寿3年11月13日太政官符）<sup>(27)</sup> が加わる。

さらに、毎月1日、郡司らが国司に対して行政報告を行う告朔の儀式（延暦2年伊勢国計会

帳・三代格巻16承和5年3月23日太政官符)や、大嘗祭のときなど臨時に行われる大祓(神祇令19)の儀などがある。

これらの儀式の内、国分寺で行われるものと文殊会を除くと、加藤氏も指摘されているように、すべて中央においても行われる儀式ばかりである。地方における儀礼・儀式が中央のミニチュア版であることは日唐おなじであるが、唐では州一県と地方においても二段階に分化しているのに対し、日本においては地方の儀式は国の段階までで郡のものはみえない。これも前述したように、日唐の官僚制の浸透度の違いによると考えられる。

このように、地方における儀式については、どのような財源によって行うかという主に財政的な側面が令・式に規定されていた。しかし、細かい儀式次第など運営については、最終的にはそれぞれの国司の判断に任されていたのである。

それでは、国司は実際に儀式を運営する際、何を参考にしていただろうか。地方における儀式の中で、唯一、中央で儀式次第などの細目が規定されたのが、積奠であるが、それも『弘仁式』の段階では存在せず、『日本三代実録』貞観2年12月8日条によれば、播磨国博士正八位上和邇部巨宅継の申請によってあらたに積奠式が修され、七道諸国に頒下されたのであった。積奠式は、その後、『貞観式』『延喜式』の雑式に組み込まれることになる。その宅継の申請をみると、

凡厥諸国相犯者多。或称<sub>2</sub>大学例<sub>1</sub>，用<sub>2</sub>風俗樂<sub>1</sub>。或拠<sub>2</sub>州県式<sub>1</sub>，停<sub>2</sub>止音楽<sub>1</sub>。唯任<sub>2</sub>人心<sub>1</sub>，遂無<sub>2</sub>一定<sub>1</sub>。

とあるように、積奠を諸国で実施するにあたって、「大学例」すなわち中央の例を参照したり、「州県式」すなわち唐礼(この場合は『大唐開元礼』)を参考としていたことがわかる。

このように、地方において儀式を行う際には、中央の例や唐礼などに基づいて儀式次第などの細則が決められていたと考えられる。大同5年5月11日官符所引の例を初見として弘仁年間ぐらいから、国々において行政事務に関する慣習法である国例が形成されてくることが指摘されているが<sup>(28)</sup>、儀式についても同様な状況が推定できよう。『類聚三代格』巻2所引の昌泰3年12月9日の太政官符をみると、大和国において、国分尼寺の儀式に相当するが、法華寺の安居始終の日に、

国司引<sub>レ</sub>前，雑任執<sub>レ</sub>蓋。

とあって、国司の儀式における役割の一端を窺う事ができる。平安時代中期になると、『朝野群載』巻22の「国務條々事」にあるように、国庁や国司館における様々な儀式の次第が決められる。日本においては、中央でとくに強制しなくとも、諸国の例にあわせて国例が形成されていき、国例といってもその大枠は基本的には同じであったということができよう<sup>(29)</sup>。地方において行われていた儀式のうち、唐礼を継受したものとして著名なのは、前述の積奠であるが、その他にも、唐礼の影響を推測できる例があるのであげてみたい。

下野国国府跡から出土した木簡5200点は、地方から出土した木簡としては異例に点数が多く、国郡における行政の実態を知る史料として極めて貴重である。また、投棄の年代が延暦10年頃と比較的短期間であることも、その性格を考える上でめぐまれている<sup>(30)</sup>。下野国国府跡出土木簡の中に、興味深い木簡が1点ある。それは、木簡番号4169号のもので、

- ・ 「 □ □  
始政日文
- ・ 「 二月□□  
□ □

という題籤軸である。加藤友康氏は告朔の時使用された文書のものかと推測されている<sup>(31)</sup>。「始政日文」というのは文字どおり「政始」であり、必ずしも告朔と結びつけて考える必要もないであろう。

平安時代中期以降であるが、『朝野群載』巻22「国務條々事」によると、

- 一、神拝後扱<sub>2</sub>吉日時<sub>1</sub>、初行<sub>レ</sub>政事  
右神寺、及池溝堰堤官舎修理等。

とあり、国司が初めて任国へ下向した際に行う政務、即ち「政始」についての記載がある。その具体的な儀式次第については、次条に「尋常庁事例儀式事」がある。それによると、長官が着座ののち、庶官が着す。鑑取が御鑑を進上して封を開く。ついで、鑑取が印櫃を進上し、封を開いて、印を出す。その後、案件ごとに長官が判を下し、判に従って鑑取が捺印する。その案件の内容が、国司初任の際は、神寺・池溝堰堤官舎修理等のことなのである。

院政期の例ではあるが、『時範記』承德3年3月2日条によると、平時範が因幡国司として任国へ下向した時に行った「政始」の記事がみえる<sup>(32)</sup>。それによると、まず、饗饌が設けられ、その後、諸郡神社修理符と池溝修理符が作成され捺印される。次に、調所と出納所から濟物解文が進上され、国司が見了った後、返抄が作成され、請印がなされる。さらに案主所・税所から吉書が提出され、請印を経る一方、諸郡司から一把半利田請文が提出される。すなわち、『朝野群載』の記載とほぼ一致していることがわかる。

このような「政始」は、院政期以降、国司が任国へ下向するのが初任の時だけになると行われるのは初任の時だけになるが、本来、国司が在国している時には年始などに際しても行われていたと考えられる。

中央においても、平安時代中期以降の例であるが、年始および讓位・即位・改元・遷宮・内裏焼亡、院や三後の崩御・廃朝の後には「政始」が行われた<sup>(33)</sup>。中央における「政始」は外記政を始めることで、申文と請印がその主たる内容である。下級の官司から提出された文書に対して、上卿や国司が判を下し、請印が行われるという儀式次第の大筋については、中央・地方とも共通しているといえよう。この時用いられる文書は、吉書的な性格を有すると考えられる<sup>(34)</sup>。

このような「政始」が、すでに平安時代初期に下野国において行われていたことは、従来知られていなかったことであり、注目すべきことである。中央においては年始の「政始」は御齋会の最終日に外記が一の上に申上して日を選ぶことになっており、正月20日前後に行われることが多いようである。<sup>(35)</sup> 4169号木簡には「二月」とみえ、やや遅いがあるいは年始の「政始」かもしれない。この4169号木簡の題籤軸は「政始」に使用された恐らく吉書を巻いたものであったと考えられる。

この「政始」の儀式次第は、実は『大唐開元礼』巻第126 嘉礼の地方官初上儀と極めてよく似ている。地方官初上儀とは、任命された地方官が任地に初めて赴いた折に行う儀礼で、「任官初上相見〈諸州上佐同〉」、「京兆河南牧初上〈諸州刺史都督同〉」、「万年長安河南洛陽令初上〈諸県令同〉」などの別がある。

「京兆河南牧初上〈諸州刺史都督同〉」を例にとってみていこう。儀礼は大きく、礼見・「政始」・会の三部から構成される。まず、礼見の儀礼である。(図1参照)。

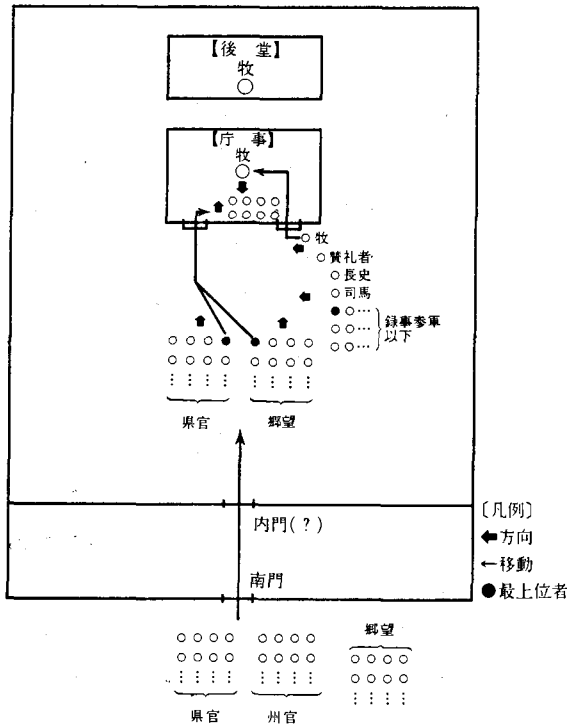


図1 礼見の儀

①州牧(州の長官)は儀杖を備えて州の役所にいたり、後堂にとどまる。兵曹が儀杖を庁事の門庭に設ける。本司が位(版位)を設ける(牧の位は庁事の楹間近北、南向。州官は堂下東方、西向。県官は庭中近西、郷望は県官の東、ともに北面)。<sup>(36)</sup>

②長史(州の次官)<sup>(37)</sup>以下が州の南門の外に集まる(州官は東、県官は西、郷望は州官の東南)。

③牧が庁事の東階の東南に立つ。西向。州官が位につく。県令以下が位につく。郷望、位につく。立定す。

④牧、東階よりのぼり、位に即し、南面して立つ。県令・郷望五品以上、西階よりのぼり、牧の前に進む。北面。立定す。

⑤上下ともに再拝。牧答再拝。上下在位者、逡巡して位を避ける。

⑥県令以下・郷望ともに出づ。牧、(庁事)を降りて入る。長史以下、出づ。

以上のように、牧が庁事にのぼり(県令・郷望五品以上も庁事にのぼる)、庁事の前庭に州官・県官・郷望が立ち並んで、牧に対して再拝を行う儀礼である。<sup>(38)</sup>



その後、日本の「政始」にあたる儀礼が行われる（図2参照）。

- ①本司が牧の座を堂上（庁事の殿上）に設ける。
- ②県令・郷望が庁事の西階下につく。長史以下が東階下につく。ともに北面。

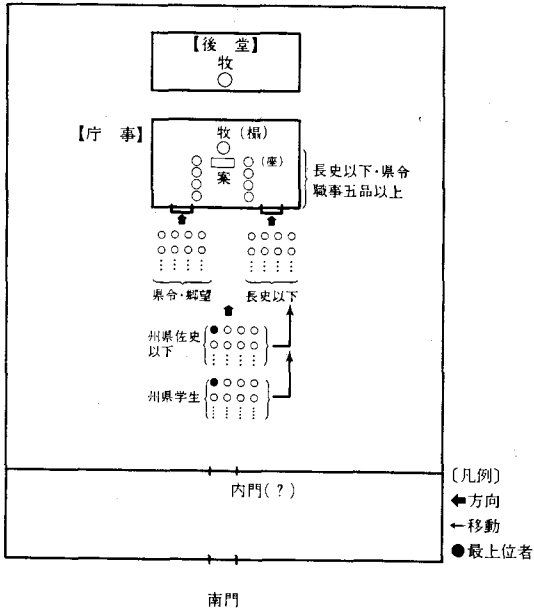


図2 「政始」の儀

③牧、堂（庁事）にのぼり、榻（こしかけ）の後ろにつく。長史以下・県令・職事五品以上の座にのぼるべき者が、堂にのぼって座の後ろにつき、立定す。

④牧、座にのぼる。座すべき者、ともに座す。

⑤州県佐史（州県の雑任）以下、庭中に入る。北面西上。州県学生、その後ろに位す。ともに再拝し、その後、東階下の品官の後ろに立つ。

⑥録事（州の検勾官）が印と職掌を案に置く。録事ひとりが案を引いて（庁事）にのぼり、牧の座前におも

むく。録事が印と職掌を牧の案に進め置く。録事が案を引いて（庁事）を降り出づ。

- ⑦諸司、次を以て諮る。（牧）が三條事を判す。
- ⑧座す者、牧、長史以下の順に降り出づ。

その後、会すなわち饗宴が開かれる。

以上のように、牧・長史以下・県令・職事五品以上の座すべき者が堂上（庁事）にのぼり、牧に対して、録事が印と職掌を渡し、諸司が事を諮る。それに対して牧が三條事の判を下す儀礼である。礼見・「政始」・会という三部構成は「任官初上相見〈諸州上佐同〉」「万年長安河南洛陽令初上〈諸県令同〉」においても基本的に同じである。

このうち、「政始」の⑦三條事の判というのは、他の「任官初上相見〈諸州上佐同〉」「万年長安河南洛陽令初上〈諸県令同〉」においても同じくみえ、三條事と数が決まっていることから儀礼的で、吉書的な意味をもつと考えられる。⑥⑦のように、地方の長官が任地に下向して行う初任の儀礼において、印を奉られ、それをを用いて儀礼的な判を下すという行事は、前述の日本における国司初任の際の「政始」と共通点が多い。日本の場合、礼見と宴会は別の日に行われる。<sup>(39)</sup>

日本の律令国家の公文書主義は唐の制度を継受したものであり、このような「政始」の吉書的な行事も日本独自に形成されたというより、唐の儀礼を受け継いだと考える方が自然だろう。

前述したように、『大唐開元礼』は天平勝宝度の遣唐使によって我が国へもたらされたと考えられる。また、遣唐使が実地に体験した唐における儀礼の実態が伝えられ、その知識も蓄積されていた。それらに基づいて奈良時代末から平安時代初期にかけて、中央において儀式が唐風に整備されていったことは、別稿で述べた<sup>(40)</sup>。実際、前述したように、国における祭奠式が作成される以前は、『大唐開元礼』の「州県式」が準用されていた事がみえる。「政始」の吉書的な行事が唐礼の影響によって成立したものとしても、まず、中央において成立し、それが地方にまで伝達されたのか、または地方において唐礼から直接翻案されたのかが問題となろう。ただ、前述したように、日本における地方の儀式のあり方が独自のものではなく、中央の儀式のミニチュアであったことを考えると、「政始」の吉書的な行事も、まず、中央において唐礼の影響を受けて成立し、それが地方へも拡大していったものと考えるのが妥当であろう。

このように、日本においては唐とは異なり、平安時代初期に成立した儀式書では地方に関する規定は設けられなかったにもかかわらず、実際には国司を通じて中央の唐風の儀式が地方においても取り入れられていったのである。

地方の儀式に対する唐礼の影響は、儀式次第にとどまらず、儀式を行う場についても認めることができる。『大唐開元礼』の中の地方における儀礼をみながら、唐の州県府のプランについて考えてみたい。勿論、州県府の実態は様々であったろうが、プランの理念型を唐礼から窺うことができる<sup>(41)</sup>と考えられる。

『大唐開元礼』の中で、州県府のプランを導き出せるのは、巻90「合朔諸州伐鼓」「諸州 県 讎」・巻126「任官初上相見」「京兆河南牧初上」「万年長安河南洛陽令初上」・巻127「郷飲酒」・巻128「正齒位」・巻130「皇帝遣使宣撫諸州」「皇帝遣使諸州宣制勞会」「皇帝遣使諸州宣赦書」「諸州上表」などである。巻90「諸州 県 讎」によると、州 県 城には四門ある。巻90・130によれば、州 城に置かれた州府には大門（巻126では南門）があり、さらに内門（巻90では中門）がある。内門を入ると、庭があり、庁事の建物がある。庁事には東西階がある。庁事の後方には後堂がある。県府のプランも基本的に州府と同じである。儀礼は、大門の外の次や版位に官人たちが集まるところから始まり、庁事の前庭と庁事の建物を使って行われる。

このような州 県 府のプランは、長安城の太極宮と基本的に一致する。『大唐開元礼』によれば、太極殿で行われる儀礼においても、官人たちは承天門の外に集まり、嘉徳門・太極門を通じて太極殿の前庭に立ち並び、皇帝が太極殿に出御して行われるのである<sup>(42)</sup>。儀礼の内容が中央のミニチュアであったと同様に、儀礼の場も中央のミニチュアであったといえることができる。

日本の国庁のプランと比較してみると、門・庭・正殿・後殿という基本プランは一致している。国庁の正殿を庁事と称するの<sup>(43)</sup>も、唐の影響であろう。しかし、脇殿にあたる建物がないことが、日本の国庁とは大きく異なる点である。日本では、宮城においても朝堂院には朝堂が、内裏正殿には脇殿があるのに対し、唐では太極殿にも両儀殿にも脇殿はなく、日本とは異なっ

ている。日本においても、儀礼の場としての国庁は中央のミニチュア版であった。日本の国府は、都城制とともに中国の州県城の制度をモデルに8世紀前半に成立するが、その後、8世紀後半ないし9世紀になると、国庁の建物の礎石建物化と一部瓦葺の採用がみられるようになり、9世紀には前殿の消滅と前庭の拡大が行われるようになることが指摘されている。<sup>(44)</sup>このような変化は、国庁の唐風化と捉えることができると考えられる。特に、前殿の消滅と前庭の拡大は、唐風の儀礼を行う上で重要な変化である。『大唐開元礼』の将来や、『入唐求法巡礼行記』開成5年3月5日条の登州都督府における都からの詔書を受け取る儀礼などにみえる遣唐使の実地の見聞などによって、中央の宮城と同様に、国庁においても奈良時代末から平安時代初期にかけて唐風化が進んだと考えられる。

## むすび

以上、まず、平安時代初期に編纂された日本の儀式書には、唐礼とは異なり、地方の儀礼・儀式に関する規定がないことについて、その背景として、唐と比較すると日本の支配構造が中央集権的ではなく、官僚制が地方の末端まで徹底せず国司に委任された部分が多いことを指摘し、そのため中央で地方の儀礼・儀式の細則まで規定しなかったことを述べた。特に、平安初期以降は地方政治の国司請負体制が成立するので、この傾向はより顕著になる。地方における儀礼・儀式の細則については、平安初期以降、国ごとに国例が作成されたと考えられるが、日本の場合、諸国の例にあわせて国例が作られるため、中央で一律に統制しなくとも実際には大きな違いはなかったと推測される。

次に、地方における儀礼・儀式の実態をみていくと、『大唐開元礼』の将来や、遣唐使の実地の見聞が蓄積されたことなどによって、中央においては奈良時代末から平安時代初期にかけて儀式と儀礼の場の唐風化が進み、唐礼継受の第2期を迎えるが、地方においても同様な状況を指摘できる。「政始」の儀式と国庁の建物やプランの変化を例にあげて、国司が儀式の唐風化を地方へ持ち込んだことを指摘した。

近年、地方における木簡や漆紙文書の出土例が増加し、今までよくわからなかった地方における儀礼・儀式についても、その実態を知るための手がかりが得られるようになってきた。地方における儀礼・儀式の研究は、今後さらに詳しく進めていかななくてはならない。本稿がそのために少しでもお役に立てば幸いである。

## 註

- (1) 中国史の研究としては、皇帝即位儀礼に関する西嶋定生「漢代における即位儀礼」(『榎博士還暦記念東洋史論叢』所収、1975年)、尾形勇『中国古代の「家」と国家』(岩波書店、1979年)、金子修一

- 「中国古代における皇帝祭祀の一考察」(『史学雑誌』87-2, 1978年), 同氏「魏晉より隋唐に至る郊祀・宗廟の制度について」(『史学雑誌』88-10, 1979年)などの一連の研究, 石見清裕「唐代外国使の皇帝謁見儀式復元」(『史滴』12, 1991年)など。日本史において, 唐礼の継受または唐礼との比較研究を行ったものとしては, 坂本太郎「儀式と唐礼」(『日本古代史の基礎的研究』下, 東京大学出版会, 1964年, 初発表は1941年), 岩橋小彌太「儀式考」(『増補上代史籍の研究』下, 吉川弘文館, 初版は1958年), 瀧川政次郎「唐礼と日本令」(『律令の研究』, 刀江書院, 1931年), 同氏「江都集礼と日本の儀式」(『岩井博士古稀記念典籍論集』, 1963年), 倉林正次『饗宴の研究』儀礼篇(桜楓社, 1965年), 彌永貞三「古代の積奠について」(『日本古代の政治と史料』, 高科書店, 1989年, 初発表は1972年), 所功『平安朝儀式書成立史の研究』(国書刊行会, 1985年)など。
- (2) 倉林正次『饗宴の研究』儀礼篇〈註(1)前掲〉, 所功『平安朝儀式書成立史の研究』〈註(1)前掲〉など。
  - (3) 瀧川政次郎「江都集礼と日本の儀式」〈註(1)前掲〉, 田島公「外交と儀礼」(『日本の古代』7, 中央公論社, 1986年)。
  - (4) 『日本書紀』大化3年是歳条。岸俊男「朝堂の初歩的考察」(『日本古代宮都の研究』, 岩波書店, 1988年, 初発表は1975年)参照。
  - (5) 岩橋小彌太「儀式考」〈註(1)前掲〉など参照。
  - (6) 仁井田陞「唐令拾遺採択資料に就いて」(『唐令拾遺』所収, 1933年)など。
  - (7) 彌永貞三「古代の積奠について」〈註(1)前掲〉。
  - (8) 雑令41大射者条, 学令3積奠条集解所引古記, 『続日本紀』宝亀10年4月辛卯条(唐使を迎える際の儀礼)など。
  - (9) 「弘仁格式序」(『類聚三代格』巻1所収)など。
  - (10) 拙稿「政務と儀式」(笹山晴生編『古代を考える 平安の都』, 吉川弘文館, 1991年)。
  - (11) 唐代においては郷飲酒, 正齒位は州県の儀礼であるが, 中国の郷飲酒礼は, 本来, 学校の行事であると考えられ, 晋の武帝泰始6年12月には皇帝自ら郷飲酒礼を行っている例もある(『通典』巻73礼33郷飲酒による, 大隅清陽氏の指摘による)。
  - (12) 天平8年薩麻国正税帳(『大日本古文書』2巻13頁)。
  - (13) 『日本三代実録』貞観2年12月8日条(後述)。
  - (14) 以上, 積奠については, 彌永貞三「古代の積奠について」〈註(1)前掲〉参照。
  - (15) 拙稿「国忌の行事について」(『古代文化』43-5, 1991年)。
  - (16) 佐藤宗淳「前期撰閣政治」の史的位位置」(『日本史研究』67, 1963年), 笹山晴生「平安初期の政治改革」(岩波講座『日本歴史』3, 1976年), 北条秀樹「文書行政より見たる国司受領化」(『史学雑誌』84-6, 1975年), 森田梯『受領』(教育社, 1978年)など。
  - (17) 義江彰夫「儀制令春時祭田条の一考察」(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』中, 吉川弘文館, 1978年)に中国の古典による礼制との関係が詳述されているが, 『大唐開元礼』巻127・128との関係については, 触れられていない。今後は, 郷飲酒礼の歴史についても全体的に考えていく必要があると思われる。
  - (18) 奈良時代までは, 毎日天皇が大極殿に出御して朝堂院の官人たちを前に政務をとるのが原則であったこと(拙稿「宮の構造と政務運営法」『史学雑誌』93-7, 1984年), また, 節会に際して天皇から禄として単なる織維製品ではなく天皇との人格的な関係を象徴する衣服を賜ること(饗場宏・大津透「節禄について」『史学雑誌』98-6, 1990年)などからわかるように, 天皇と官人の人格的支配隷属関係が強く働いており, 官僚制の機能を補完していたと考えられる。平安時代初期になると, 律令制の官僚機構が確立し, 奈良時代までのような天皇の官人に対する人格的な関係に依存しなくとも機構として十分に機能するようになるが, 官僚制とは別に新たに「次侍従」の制度が設けられることになる。「次侍従」は定員100人で, 四・五位の中から選ばれ, 正月元日・十六日・九月九日の節会, 二孟旬, 臨時の宴に参列し, 行幸・遊猟などに陪従し, 賜禄の対象となる一種の資格である。その定員100人は奈良時代初期の五位以上の人数とほぼ一致し, 言ってみれば, 節会や行幸の時, 天皇が直接把握できる範囲の人数ということができよう。このように, 官僚制とは別な次元で, 天皇との直接的な関係を温存していこうという方式は, 奈良時代以前からの天皇との人格的な関係を基礎に構成されていた朝廷のやり方を引き継いでいると言うことができよう。天皇との人格的な関係のあり方が, 奈良時代までのプリミティブなものから, 官僚制が確立した時点で新たに組み替えられたのが, 「次

- 侍従」制であると考えられる。このように、日本においては、結局、官僚制が根付かず、天皇との直接的な関係が温存されたため、平安中期以降、権門体制へと移行していくことになるのだと推定される。この点については、詳しくは別に論じることにしたい。
- (19) 加藤友康「下野国府の木簡一國・郡行政との関連を中心として」(1990年10月10日木簡学会研究集会・於川崎市民ミュージアムにおける報告)
- (20) 天平2年大倭国正税帳・天平5年越前国郡稲帳(以上『大日本古文書』1巻)、天平8年薩麻国正税帳・天平9年但馬国正税帳・天平10年駿河国正税帳・同年淡路国正税帳など(以上『大日本古文書』2巻)。
- (21) 『類聚三代格』巻2所引の貞観18年6月19日太政官符によると、鎮守府においては正月・五月二節に夷俘に対して饗を与えていたことがわかる。なお、『類聚国史』巻190・延暦17年6月己亥条にも「帰降夷俘」に「時服祿物、時節饗賜等類」を支給したことがみえる。『類聚三代格』巻18所引の貞観12年5月2日太政官符には、大宰府の元日威儀料の器仗がみえる。
- (22) 天平5年越前国郡稲帳・天平6年尾張国正税帳(以上『大日本古文書』1巻)、天平8年薩麻国正税帳・天平9年但馬国正税帳・天平10年淡路国正税帳・同年駿河国正税帳・天平11年伊豆国正税帳(以上『大日本古文書』2巻)。
- (23) 『類聚三代格』巻2所引の貞観18年6月19日太政官符・昌泰元年12月9日太政官符など。
- (24) 天平8年薩麻国正税帳(『大日本古文書』2巻)。
- (25) 註(21)前掲の貞観18年6月19日太政官符によると、鎮守府においては、夷俘に対して正月・五月二節の饗を与えていた。
- (26) 『類聚三代格』巻2所引の延暦25年4月25日太政官符・昌泰3年12月9日太政官符・貞観16年閏4月25日太政官符、巻3所引の承和6年6月28日太政官符など。
- (27) 承和13年10月27日太政官符では12月15日から17日までであったが、仁寿3年11月13日太政官符で変更された。
- (28) 戸田芳実「国例の形成」(『日本領主制成立史の研究』、岩波書店、1967年)。ただし、戸田氏は国例の成立を貞観年間とするが、国例の史料上の初見は、『類聚三代格』巻18所引の大同5年5月11日太政官符に引かれた東山道觀察使解に「以<sub>2</sub>中男二人<sub>1</sub>、充<sub>2</sub>健兒一人馬子<sub>1</sub>。雖<sub>レ</sub>有<sub>2</sub>国例<sub>1</sub>、未<sub>レ</sub>見<sub>2</sub>格式<sub>1</sub>」とみえる例である。また、巻7所引の天長2年8月14日太政官符に引かれた太政官去弘仁3年8月4日符には「国定」がみえることから、弘仁年間くらいから「国例」が成立してきたと考えられる(仁藤敦史「古代国家における都城と行幸」『歴史学研究』613、1990年にも同様な指摘がある)。
- (29) 『類聚三代格』所引の9世紀後半の太政官符をみていくと、「諸国例」に准じて、或国の制度を創設するという例が散見する。たとえば、巻2所引の貞観18年6月19日太政官符では鎮守府においても講最勝王経と吉祥悔過を行うこととし、諸国例に准じて僧の法服・布施・供養を充て行うこととしている。この他、巻2所引の昌泰3年12月9日太政官符、巻3の仁和2年6月22日官符・天長7年7月11日官符、巻5の寛平3年7月20日官符・貞観17年11月13日官符、巻15の貞観18年5月21日官符、巻20の延喜2年4月11日官符など。
- (30) 『下野国府跡Ⅶ 木簡・漆紙文書調査報告』(財)栃木県文化振興事業団、1987年)。
- (31) 註(19)前掲報告。この木簡の形態や年代について、平川南氏よりご教示を頂いた。
- (32) 『書陵部紀要』14号、1962年。
- (33) 『古事類苑』政治部1参照。たとえば、『兵範記』をみていくと、年始の例として保元2年1月15日・同3年1月15日・仁安2年1月19日・同3年1月19日、譲位の例として久寿2年9月17日・保元3年8月16日、改元の例として保元元年5月4日、遷宮の例として保元2年10月11日・同3年10月19日・仁安元年10月25日、火事の例として仁安2年10月9日などの記事がみえる。
- (34) 実例として詳しいのは、『小右記』正暦3年1月16日条・『権記』寛弘4年1月19日条・『左経記』万寿3年1月17日条など。外記政の儀式次第は、『西宮記』巻7(故実叢書本)外記政・『北山抄』巻7外記政・『江家次第』巻18外記政など参照。
- (35) 『北山抄』巻1、『年中行事秘抄』など。平安中期の実例は、天元3年1月19日(『小記目録』巻2)・永観2年1月23日(同前)・正暦2年1月22日(同前)・同3年1月16日(『小右記』)・同4年1月23日(同前)・同5年1月17日(『小記目録』巻2)・長保2年1月15日(『権記』・『小記目録』巻2)・

- 同3年1月16日(『権記』)・同5年1月21日(同前)・寛弘元年1月15日(同前)・同2年1月20日(同前)・同3年1月22日(同前)・同4年1月19日(同前)・同5年1月19日(同前)・同6年1月19日(同前)・長和元年1月20日(『小記目録』巻2)・同2年1月15日(『小右記』)・同5年1月16日(『左経記』)・寛仁2年1月21日(『左経記』・『小右記』)・同4年1月17日(『左経記』・『小記目録』巻2)・万寿2年1月19日(『左経記』・『小記目録』巻2)・同3年1月17日(『左経記』)・同4年1月19日(『小右記』)・長元2年1月17日(『小記目録』巻2)・同4年1月19日(『左経記』・『小右記』)・同5年1月17日(『小右記』)。
- (36) 郷望は、地方の名望家で主に六品以下の官品をもつ人々であった(杉井一臣「唐前半期の郷望について」『唐代史研究会会報』4, 1991年, 参照)。
- (37) 『大唐六典』巻30京兆河南太原府尹に「開元初, 改<sub>2</sub>長史<sub>1</sub>為<sub>レ</sub>尹」とあり, 『通典』巻33職官15京尹にも同様の記述がある。『大唐開元礼』が「長史」のままなのは『顕慶礼』を訂正せずに受け継いだためかもしれない。
- (38) 栗林茂氏はこの礼見の部分が、日本の儀制令18元日国司条の国司が正月元日に僚属・郡司等から朝拜を受ける儀式に対応するとされている(「国庁(国府中心施設)の初現形態に関する一試論」『史友』21号, 1989年)。
- (39) 日本の場合、礼見にあたるのは、『朝野群載』巻22「国務條々事」の「境迎事」や「著館日所々雜人等, 申<sub>2</sub>見<sub>1</sub>参<sub>1</sub>事」であり, 実例としては『時範記』承德3年2月15日条(境迎)があげられる。宴会にあたるのは、『朝野群載』巻22「国務條々事」の「停<sub>2</sub>止<sub>1</sub>調備供給<sub>1</sub>事」にみえる「新任之吏, 著国之日, 以後三箇日之間, 必有<sub>2</sub>調備供給<sub>1</sub>」とあるいわゆる三日躰が該当する。『時範記』承德3年2月15日条にもみえる。
- (40) 拙稿「儀式における唐礼の継受—奈良末～平安初期の変化を中心に—」(『池田温先生還暦記念論集・中国礼法と日本律令制』1992年, 東方書店, 掲載予定)。
- (41) 州县城の実態については, 中村治兵衛編〔増補〕中国聚落史関係研究文献目録(唐代史研究会編『中国聚落史の研究』, 刀水書房, 1990年), 唐代史研究会編『中国都市の歴史的研究』(刀水書房, 1988年)など参照。なお, 州県府のプラン復原については, 従来は注意されてこなかったが, 本稿で述べたように, 『大唐開元礼』の分析も有効であると考えられる。
- (42) 『大唐開元礼』巻79蕃王奉見・受蕃国使表及幣, 巻95皇帝元正冬至受皇太子朝賀, 巻97皇帝元正冬至受群臣朝賀・皇帝千秋節受群臣朝賀, 巻103皇帝於明堂及太極殿讀<sub>2</sub>五時<sub>1</sub>令, 巻106臨軒冊命皇太子, 巻108臨軒冊命諸王大臣, 巻109朔日受朝など参照。
- (43) 『統日本後紀』承和6年9月己亥条, 『日本文徳天皇実録』仁寿3年3月壬子条, 『日本三代実録』貞観11年12月17日条・同14年正月14日条・元慶2年9月28日条, 『類聚三代格』巻2所引の承和13年10月27日太政官符・附載所引の弘仁14年11月14日官符など参照。
- (44) 阿部義平「国庁の類型について」(『国立歴史民俗博物館研究報告』10集, 1986年)。
- (45) ただし, 唐も後半期にあたるので, 州城内の第(節度使)の門前の庭中で詔書を受け取る儀礼を行っており, 『大唐開元礼』巻130皇帝遣使宣撫諸州・皇帝遣使諸州宣制券会・皇帝遣使諸州宣赦書などのように, 州府内で行われてはいない。

(国立歴史民俗博物館 歴史研究部)

Memorandum on Transmission of Tang Ceremonies  
—Rites and Ceremonies in the Provinces—

FURUSE Natsuko

The establishment of ceremonies in ancient Japan, together with other systems of the legal state, cannot be discussed without considering the influence of Tang. Compared with the study of statute, however, the study of how Tang ceremonies were passed on, and comparative studies of Japanese ceremonies with those of Tang fall far behind. This paper deals with rites and ceremonies in the provinces, and examines their relationship with Tang ceremonies, from the viewpoints of regulations and reality, to clarify one aspect of how Tang ceremonies were passed on.

First of all, Japanese ceremony books edited in the early Heian period do not contain regulations on rites and ceremonies in the provinces. As background to this, it can be said that the Japanese administrative system was not as centralized as that of Tang. Bureaucracy did not reach the rank and file in the provinces, and many aspects of authority were delegated to provincial governors. Because of this, the central government did not stipulate detailed regulations on rites and ceremonies in the provinces. In particular, after the early Heian period, the system of entrusting local politics to provincial governors was established, and this tended to become more and more common. Customary laws were formed in each province from the early Heian period onwards and detailed regulations concerning rites and ceremonies came to be stipulated in them. In Japan, provinces followed other provinces' examples, so it may be supposed that in fact there was not a great deal of difference, even if the central government did not enforce uniform regulations.

Secondly, when the "Great Tang Kaigen (name of era) Ceremony Book" was brought to Japan, and the personal experiences of Kentōshi (Japanese envoys to China) were accumulated, the central government imitated the way of Tang for ceremonies and ceremonial sites from the end of the Nara period to the early Heian period. This was the second stage in the transmission of Tang ceremonies. A similar situation can be found in the provinces. The ceremony of "Commencing business" seen on the "mokkan (narrow strip of wood on which an official message was written) excavated

from the remains of the 'provincial office of Shimotsuke" was the handing-down of the rites on the occasion of the provincial governor's first attendance at his provincial office, shown in volume 126 of the "Great Tang Kaigen Ceremony Book". In the 9th century, the front building of the provincial office disappeared and the front yard was expanded. This paper points out these examples of Chinese customs brought to the provinces by provincial governors.